

高島市共同募金委員会
福祉関係団体・ボランティアグループ助成金に関するQ&A

Q1：助成対象外として「食材料以外の飲食費・会議のお茶菓子代」とあるが、講師や事業利用者に対する飲食費であっても認められないのか。

A1：基本的に飲食費は材料費を除いて対象外ですが、団体構成員以外へ供する場合はその限りではありません。ただし、1人当たり単価を1,000円以下とするなどの配慮をしていただいた上で、内容を審査会で審議し決定します。（講師の場合は、謝礼の一部として計上する、等）

Q2：車両燃料費として、車両を出してもらった団体構成員に1回の活動あたり500円程度、ガソリン代の費用弁償をしているが、対象外となるのか。

A2：報酬とならない範囲の実費の費用弁償は助成対象として認めます。ただし、受け取った方から領収書を徴していただき、実績報告の際に、ほかの領収書と合わせてコピーを添付ください。

質問ではありませんが、6月25日の説明会の席で、他の団体・グループの方との交流の時間を設けたところ、たいへん有意義であったというご感想をいただきました。今後の活動支援の参考にさせていただきます。

高島市共同募金委員会
令和元年7月8日